第二十五条の八を次のように改める。

（合併等に関する規定の準用）

第二十五条の八　第二十条の二（第三項を除く。）、第二十条の三及び第二十条の三の二の規定は、認定開設者の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の氏名又は名称」と、第二十条の三第一項第六号中「無線局の識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の商号又は名称及び認定の有効期間」と、同条第二項中「放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信用地上放送（放送法第二条第二号の二の六に規定する移動受信用地上放送をいう。以下同じ。）をする特定基地局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下同じ。）に係るもの」と、同条第三項中「別表第三号」とあるのは「別表第五号の八」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、第二十条の三の二第一項第五号中「無線局の識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許の番号及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間」と、同条第二項中「放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信用地上放送をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第四号」とあるのは「別表第五号の九」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と読み替えるものとする。

別表第五号の六の注3中「法第5条第3項各号の欠格事由」を「、法第27条の13第5項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定」に改める。

別表第五号の七の6(1)中「(注5)」を「(注10)」に改め、同表6(2)中「(注6)」を「(注11)」に改め、同表6(3)ア中「(注7)」を「(注12)」に改め、同表6(4)中「(注8)」を「(注13)」に改め、同表6を同表10とし、同表10の前に次のように加える。

7　当該放送系に含まれるすべての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法（注6）(注7)

8　事業計画及び事業収支見積り（注6）(注8)

9　放送事項（注6）(注9)

別表第五号の七の5中「(注4)」を「(注5)」に改め、同表5を同表6とし、同表4中「通信系」の次に「又は当該放送系」を加え、「(注3)」を「(注4)」に改め、同表4を同表5とし、同表3中「(注2)」を「(注3)」に改め、同表3を同表4とし、同表2中「(注1)」を「又は特定基地局により行われる移動受信用地上放送に係る放送対象地域（注2）」に改め、同表2を同表3とし、同表1(1)中「種類」の次に「(注1)」を加え、同表1(2)ヰ中「具体的内容」の次に「(注1)」を加え、同表1(3)中「算出根拠」の次に「(注1)」を加え、同表1を同表2とし、同表2の前に次のように加える。

1　特定基地局の目的

別表第五号の七中注9を注14とし、注6から注8までを5ずつ繰り下げ、注5を注10とし、注10の前に次のように加える。

6　電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の開設計画にあつては、記載を要しない。

7　無線設備の工事費については、その総額並びに送信設備、受信設備、土地及び建物等に係る費用の内訳をそれぞれ記載すること。送信設備の規模等に応じて送信設備及び受信設備の単価が異なる場合にはそれぞれの単価及びその数量についても記載すること。

8　別表第二号第1の22の欄のうち、別紙(1)から(12)まで及び(15)から(18)までについて記載すること。

ただし、他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をする特定基地局の開設計画にあつては、別紙(1)から(3)まで、(6)及び(15)から(17)までについて記載すること。

9　放送事項を放送の目的別種類により記載すること。ただし、他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をする特定基地局の開設計画にあつては、「放送事業者が委託により行わせる放送」と記載するもの。

別表第五号の七中注4を注5とし、注3を注4とし、同表注1中「当該特定基地局」を「特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲については、当該特定基地局」に改め、同表注1を同表注2とし、同表注2の前に次のように加える。

注1　移動受信用地上放送をする特定基地局の開設計画にあつては、記載を要しない。

別表第五号の八の第1中7を10とし、6の次に次のように加える。

7　無線局の運用費の支弁方法（移動受信用地上放送をする特定基地局に係る開設計画に限る。）(別表第五号の七特定基地局の開設計画の様式に準ずる。)

8　事業計画（移動受信用地上放送をする特定基地局に係る開設計画に限る。）(別表第五号の七特定基地局の開設計画の様式に準ずる。)

9　事業収支見積り（移動受信用地上放送をする特定基地局に係る開設計画に限る。）(別表第五号の七特定基地局の開設計画の様式に準ずる。)

別表第五号の八の第1の注3中「法第5条第3項各号の欠格事由」を「、法第27条の13第5項各号に掲げる場合の区分に応じた当該各号に定める規定」に改める。

別表第五号の九の第1中6を9とし、5の次に次のように加える。

6　無線局の運用費の支弁方法（移動受信用地上放送をする特定基地局に係る開設計画に限る。）(別表第五号の七特定基地局の開設計画の様式に準ずる。)

7　事業計画（移動受信用地上放送をする特定基地局に係る開設計画に限る。）(別表第五号の七特定基地局の開設計画の様式に準ずる。)

8　事業収支見積り（移動受信用地上放送をする特定基地局に係る開設計画に限る。）(別表第五号の七特定基地局の開設計画の様式に準ずる。)

別表第五号の九の第1の注5中「法第5条第3項各号の欠格事由」を「、法第27条の13第5項各号に掲げる場合の区分に応じた当該各号に定める規定」に改める。

○総務省令第五十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十八条及び第三十八条の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十三日　　総務大臣　原口　一博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中　「第二節の八　標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局の無線設備（第三十七条の二十七の九―第三十七条の二十七の十一）」を、「第二節の八　標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局の無線設備（第三十七条の二十七の九―第三十七条の二十七の十一）」に改める。

第二節の八の二　マルチメディア放送（移動受信用地上放送に限る。）を行う放送局の無線設備（第三十七条の二十七の十一の二・第三十七条の二十七の十一の三）」を加える。

第十四条第一項の表二の項中「(二の二の項に掲げるものを除く。)」の下に「、マルチメディア放送(移動受信用地上放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号の二の六に規定する移動受信用地上放送をいう。以下同じ。）に限る。)」を加える。

第三十七条の二十七の七中「第三十七条の二十七の九」の次に「、第三十七条の二十七の十一の二」を加える。